

## 第6章 職員団体

一般職の国家公務員（給与特例法適用職員及び特定独立行政法人職員を除く。）は、国公法第108条の2の規定により、警察職員及び海上保安庁又は刑事施設で勤務する職員を除き、勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができることとされている。

人事院では、職員団体制度の周知徹底を図るため、平成23年度は、全国6か所において、本府省及び各府省の地方支分部局等の担当者に対する説明会を開催した。

### 第1節 管理職員等の範囲

国公法第108条の2の規定により、重要な行政上の決定を行う職員、管理的又は監督的地位にある職員及び職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員である「管理職員等」とそれ以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないこととされている。

管理職員等の範囲については、規則17-0（管理職員等の範囲）の別表で、組織区分に応じて具体的に定められており、行政機関の組織又は官職の改廃等があった場合には、それに適応するよう同規則別表の改正が行われている。平成23年度は4回の改正を行った。

平成23年度末における管理職員等の指定総数は37,318人であり、定員（警察職員等を除く。）233,922人に対する指定率は16.0%であった（資料6-1）。

### 第2節 職員団体の登録

職員団体の登録制度は、職員団体が国公法に定める要件を満たした民主的かつ自主的な団体であることを人事院が公証するものであり、これによって、交渉等における当局と職員団体との関係の円滑化を図り、安定した労使関係の確立を期待しているものである。

国公法第108条の3及び規則17-1（職員団体の登録）の規定に基づく平成23年度の新規登録は22件であり、登録の抹消は213件であった。この結果、平成23年度末における登録職員団体の総数は1,478団体となり、組織人員は106,823人（管理職員等による職員団体（10団体）を除いた組織人員は106,227人）となっている。

また、規約等の登録事項の変更に伴う変更登録は1,220件であった（資料6-2）。

### 第3節 職員団体のための職員の行為

#### 1 在籍専従

職員は職員としての身分を保有したまま、職員団体の業務に専ら従事することはできないが、所轄庁の長の許可を受けた場合には登録職員団体の役員として専ら当該団体の業務に従事すること（いわゆる在籍専従）が認められている（国公法第108条の6）。その最長期間については、国公法附則第18条により、当分の間、7年以下の範囲内で規則で定める期間とされ、規則により7年と定められている（規則17-2（職員団体のための職員の行為）第8条）。

平成23年末における在籍専従者数は159人であり、平均すると組織人員656人につき1人を置いていることになる（資料6-3）。

## 2 短期従事

在籍専従以外に、職員は登録職員団体の役員、議決機関の構成員等として、許可を受けて、1日又は1時間を単位として年間30日の範囲でその職員団体の業務に短期に従事することができることとされている（規則17-2第6条）。平成23年中の短期従事者数は352人で、その総従事期間は2,963日1時間であり、1人当たりの年間平均従事期間は8日3時間となっている（資料6-4）。

## 第4節 職員団体等の法人格

### 1 登録職員団体

登録職員団体は、法人格法第3条第1項の規定により、法人となる旨を人事院に申し出ることにより、法人となることができるとされている。平成23年度末において、法人格を付与されている登録職員団体は194団体である（資料6-5）。

### 2 認証職員団体等

登録されていない職員団体等の申請に基づき、その規約が要件を満たすものであると人事院が認証した場合は、その職員団体等が主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって法人格が付与されることとなっている（法人格法及び規則17-3（職員団体等の規約の認証））。平成23年度末において、人事院が認証機関として規約を認証している職員団体等は4団体となっている。

## 第5節 職員団体との会見

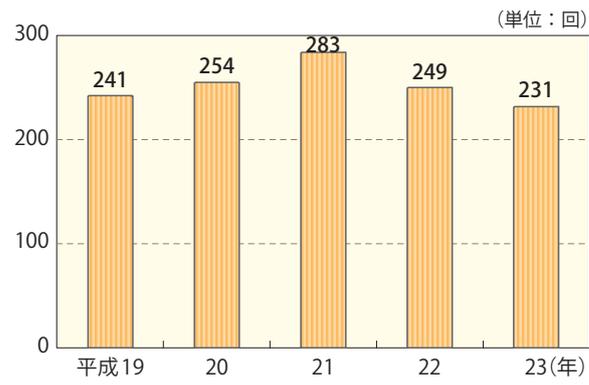
人事院は、職員の勤務条件に関し、勧告、規則の制定・改廃などを行うに当たって、職員団体その他の公務員組合と会見を行うことを通じて、意見、要望などを聴き、施策に反映させることとしている。

平成23年の職員団体等との会見回数は、本院において84回、地方事務局（所）において147回の合計231回である。その内容は、春闘統一要求・人勤要求関係が103回（44.6%）と最多であり、次いで級別定数の改定関係が93回（40.3%）、定年制度の見直し関係が13回（5.6%）、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案（給与臨時特例法案）関係が11回（4.8%）、男女共同参画関係が7回（3.0%）などとなっている。

平成23年は、定年制度の見直し関係及び給与臨時特例法案関係が純増したが、春闘統一要求・人勤要求関係、級別定数の改定関係、非常勤職員の処遇関係などが減じたことにより、総数は前年と比べ18件（7.2%）の減少となった（図6）。

なお、人事院勧告は、直接的には一般職非現業の国家公務員を対象とするものであるが、特別職の国家公務員、地方公務員にも影響があるため、人事院は、これらの公務員を含む公務員全体を代表する職員団体とも広く会見を行ってきている。

図6 職員団体等との会見状況



給与勧告に関する人事院総裁側（右）と職員団体側（左）との会見の様子

## 第6章 補足資料

資料6-1 管理職員等指定状況（平成24年3月31日現在）

府省名	区分	定員	指定数	指定率
		人	人	%
内閣府		6,775	1,147	16.9
復興庁		0	73	—
総務省		5,334	993	18.6
法務省		31,408	6,341	20.2
外務省		5,609	544	9.7
財務省		71,608	10,515	14.7
文部科学省		2,189	469	21.4
厚生労働省		32,460	3,866	11.9
農林水産省		19,190	3,060	15.9
経済産業省		8,581	1,310	15.3
国土交通省		47,550	8,458	17.8
環境省		1,257	213	16.9
防衛省		31	4	12.9
人事院		658	161	24.5
会計検査院		1,272	164	12.9
<b>計</b>		<b>233,922</b>	<b>37,318</b>	<b>16.0</b>

(注)「定員」は、平成23年度末の給与法適用職員（警察職員等を除く。）の定員に検察官の定員を加えたものである。

資料6-2 職員団体の登録状況（平成24年3月31日現在）

府省名	区分	登録職員団体数				在職者数 (A) 人	組織人員数 (B) 人	組織率 (B/A) %	平成23年度登録件数		
		連合体 団体	単一体 団体	支部等 団体	計 団体				新規登録 団体	変更登録 団体	登録の抹消 団体
内閣府			3	1	4	5,352	373	7.0		4	
総務省			4	30	34	4,236	1,683	39.7		19	6
法務省			1	30	31	24,386	7,568	31.0		18	
外務省						5,030					
財務省		21	26	758	805	61,677	41,013	66.5	2	686	46
文部科学省						1,712					1
厚生労働省		7	6	52	65	27,510	19,152	69.6	2	51	4
農林水産省			2	80	82	15,655	13,581	86.8		82	7
経済産業省			2	1	3	7,023	1,487	21.2		2	
国土交通省			4	428	432	37,989	20,588	54.2	17	342	143
環境省			1	9	10	6,075	596	9.8		7	
防衛省						1,008					
人事院			1		1	466	67	14.4		1	
会計検査院			1		1	1,080	715	66.2		1	
その他		6	4		10				1	7	6
<b>計</b>		<b>34</b>	<b>55</b>	<b>1,389</b>	<b>1,478</b>	<b>193,146</b>	<b>106,227</b>	<b>55.0</b>	<b>22</b>	<b>1,220</b>	<b>213</b>
<b>平成22年度計</b>		<b>42</b>	<b>63</b>	<b>1,564</b>	<b>1,669</b>	<b>194,660</b>	<b>109,384</b>	<b>56.2</b>	<b>78</b>	<b>1,313</b>	<b>469</b>

- (注) 1 「国土交通省」の下欄は、管理職員等で組織する職員団体に係るものであり、その「在職者数」は、当該職員団体に加入し得る職員の総数である。  
 2 「在職者数」は、平成23年7月1日現在の「一般職国家公務員在職状況統計表」（総務省人事・恩給局調べ）における常勤職員数に検察官の数を加え、警察職員等及び管理職員等の数を除いたものである。  
 3 「組織人員数」は、登録職員団体の組織人員を合計したもの（同一人の重複を除く。）である。  
 4 「その他」は、構成員が2府省以上にわたるもの（日本国家公務員労働組合連合会行政職部会、沖縄非現業国家公務員労働組合等）であり、その「組織人員数」は、それぞれの該当府省の組織人員数に含まれている。  
 5 「計」欄のうち、「在職者数」、「組織人員数」及び「組織率」は、管理職員等で組織する職員団体に係るものを除いたものであり、登録職員団体のない府省（外務省、文部科学省、環境省及び防衛省）を除いた「在職者数」は185,374人、「組織率」は57.3%である（平成22年度計の同「在職者数」は188,606人、「組織率」は58.0%である。）。

資料6-3 在籍専従状況（平成23年12月31日現在）

（単位：人）

府省名	区分	登録職員団体 組織人員数	在籍専従者数	在籍専従者一人当たりの 組織人員数
内閣府		100	1	100
総務省		1,423	4	356
法務省		7,366	14	526
財務省		8,057	7	1,151
国税庁		32,492	42	774
厚生労働省		18,597	19	979
農林水産省		13,445	26	517
経済産業省		1,487	3	496
国土交通省		20,541	41	501
その他		740	2	370
<b>計</b>		<b>104,248</b>	<b>159</b>	<b>(平均) 656</b>

- (注) 1 「登録職員団体組織人員数」は、在籍専従者を置く職員団体のみの組織人員数である。  
 2 「その他」は、構成員が2府省以上にわたるもの（沖縄非現業国家公務員労働組合）である。  
 3 在籍専従者のいない府省は省略した。ただし、水産庁は農林水産省に、特許庁は経済産業省に、気象庁は国土交通省に含めた。

資料6-4 短期従事状況（平成23年）

府省名	区分	短期従事者数 (A)	延べ従事期間 (B)		短期従事者一人当たりの 平均従事期間 (B/A)	
		人	日	時間	日	時間
総務省		1	2		2	
法務省		20	137	6	6	7
財務省		43	157	5	3	5
国税庁		52	374	3	7	2
厚生労働省		53	390	1	7	3
農林水産省		142	1,616	2	11	3
経済産業省		1	2		2	
国土交通省		40	283	1	7	1
<b>計</b>		<b>352</b>	<b>2,963</b>	<b>1</b>	<b>(平均) 8</b>	<b>3</b>

- (注) 1 「延べ従事期間」は、短期従事者ごとの1年間（平成23年1月1日から12月31日まで）の短期従事の従事期間を合算したものであり、時間単位の期間については、7時間45分をもって1日に換算した。  
 2 短期従事者のいない府省は省略した。ただし、気象庁は国土交通省に含めた。

資料6-5 法人である登録職員団体数（平成24年3月31日現在）

（単位：団体）

府省名	区分	連合体	単一体	支部等	計
内閣府			1 (3)	1 (1)	2 (4)
総務省			2 (4)	6 (30)	8 (34)
法務省			1 (1)	21 (30)	22 (31)
財務省		3 (21)	17 (26)	79 (758)	99 (805)
厚生労働省		(7)	3 (6)	5 (52)	8 (65)
農林水産省			1 (2)	9 (80)	10 (82)
経済産業省			1 (2)	(1)	1 (3)
国土交通省			4 (5)	32 (437)	36 (442)
人事院			1 (1)		1 (1)
会計検査院			1 (1)		1 (1)
その他		5 (6)	1 (4)		6 (10)
<b>計</b>		<b>8 (34)</b>	<b>33 (55)</b>	<b>153 (1,389)</b>	<b>194 (1,478)</b>
法人の割合		23.5%	60.0%	11.0%	13.1%

(注) 1 「その他」は、構成員が2府省以上にわたるものである。

2 ( )内は、登録職員団体数を示す。

3 「法人の割合」は、区分ごとの登録職員団体数に占める法人格を付与されている登録職員団体数の割合である。